

事務所だより

第111号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

「過労死等防止啓発月間」

厚生労働省は、十一月を「過労死等防止啓発月間」と定めて、過労死等(※)をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行っています。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について理解を深めようというものです。

【取組概要】

- 一、国民への周知・啓発
 - ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施
 - 民間団体と連携して、四十七都道府県四十八会場(東京は二会場)でシンポジウムを開催する。
 - ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を図る。

二、過重労働解消キャンペーン

過労死等につながる過重労働などへの対応として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行う。

〈過重労働解消キャンペーン概要〉

- 一、労使の主体的な取組を促す
- 二、労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施
- 三、重点監督を実施

- 四、電話相談を実施
- 五、過重労働解消のためのセミナーを開催

(※) 「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

「平成三十年版過労死等防止対策白書」を公表

厚生労働省は十月二十日に、過労死対策の議論の土台となる「平成三十年版過労死等防止対策白書」を公表しました。

この「過労死等防止対策白書」は、過労死等防止対策推進法(平成二十六年法律第一〇〇号)に基づき、国会に報告を行う法定白書です。

今回で三回目となる白書では特に、過労死などが多いとされる「教職員」「医療」「IT」について労働実態などを重点的に分析し、業界特有の働き過ぎや精神的ストレス

はたらき過ぎは危険信号、 あなたも職場も

あなたにとって労働とはなんでしょうか？
働くことは大切ですが、働き過ぎは問題です。
長時間の労働は、健康障害のリスクも高まり、
賃金不払残業、ひいては過労死にも繋がる危険があります。
この機会に職場環境を見直してみませんか？

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

無料「過重労働解消相談ダイヤル」 0120-794-713
過重労働等に関する相談はこちら>>> 11月4日@ 9:00～17:00

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

スの要因が浮かび上がったものとなっています。

白書の構成

白書は、次のとおり5つの章と資料編で構成されています。

- 第一章 労働時間やメンタルヘルス対策等の状況
- 第二章 過労死等の現状
- 第三章 国における主な取組
- 第四章 過労死等をめぐる調査・分析結果
- 第五章 過労死等の防止のための対策の実施状況

白書のポイント

厚生労働省のホームページから本文をダウンロードすることができます。

- 一、国における主な取組みとして、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成三十年七月二十四日閣議決定)の概要および「働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律」(働き方改革関連法)の定める長時間労働の是正等に関するポイントについて記載。
- 二、過労死等が多く発生しているところと指摘のある教職員、IT産業、医療を中心とした重点業種・職種に関する労災事

案等の分析など、企業における過労死等防止対策の推進に参考となる調査研究結果を報告。

三・労働行政機関等における長時間労働削減等の対策や国民に対する啓発、民間団体の活動に対する支援など、昨年度の取組みを中心とした施策の状況について詳細に報告。
四・過労死等防止対策に取り組む民間団体、国、地方公共団体および学校の活動をコラムとして紹介。

調査の分析結果は

旧大綱に記載された5つの重点業種・職種（教職員、IT産業、医療を中心）の調査分析結果は、次のとおりです。

- ・**教職員**… 回答者三万五千六百四十人の一日の平均勤務時間は十一時間十七分。残業の理由では、「自分が行わなければならない業務量が多い」との回答が七割弱と最多、ストレスの要因では、「保護者・PTAへの対応」と答えた人が四割弱。
- ・**医療**… 一〇七八の病院への調査で、

月の残業時間が一〇〇時間を超える医師がいる病院が十二・三％。
・IT… システムトラブルへの緊急対応や厳しい納期を強いられるなど、発注者からの要望が過重労働の主因。

白書では、昨年に調査した重点業種の「自動車運転」「外食」を含め、業種ごとの特徴に応じた対策を講じ、過労死などの根絶につなげる必要があるとしています。

**十一月の労務手続
「提出先・納付先」**

- 十二日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（十月以降に採用した労働者がいる場合）
「公共職業安定所」
- 労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
「労働基準監督署」
- 十月分源泉所得税・住民税の納付 「郵便局または銀行」

- 三十日
○十月分健保・厚年保険料の納付 「郵便局または銀行」
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」
- その他
○年末調整の申告書配布と回収

Q 当社で雇用継続給付の介護休業給付金の申請手続きをする予定です。
しかし、本人の居所が遠方のため、申請の都度本人の署名・押印がもらえません。代筆してもよいでしょうか。

雇用継続給付の被保険者の署名・押印

A 平成30年10月1日より雇用継続給付の手続きに必要であった被保険者の署名・押印は、「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成して保存することで省略することが可能となりました。

御社のケースも介護休業予定者に同意書の提出を求めておくとよいでしょう。

同意書の作成は、申請内容等を事業主等が被保険者に確認して、被保険者と合意のもとに作成します。

なお、ハローワークへの申請時には、同意書の提出は求められないとのことですが、必要に応じて提出を求められることがありますので、同意書は必ず保存してください。書類の保存期間は、完結の日から4年間となります。

対象となる対象となる申請書等は、次のとおりです。

- 〈高年齢雇用継続給付金〉
 - ・高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続支給申請書
 - ・高年齢雇用継続給付支給申請書
 - ・雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書
 - 〈育児休業給付金〉
 - ・育児休業給付金受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書
 - ・育児休業給付金支給申請書
 - ・雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
 - 〈介護休業給付金〉
 - ・介護休業給付金支給申請書
 - ・雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- いずれの申請書の申請者氏名・署名欄には、「申請について同意済」と記載してください。

編集後記

この時期、働き方改革関連法をテーマにした研修会の案内を多数いただいています。
先日、行政と所属団体が主催するそれぞれの研修会の案内をいただいたのですが、同一日の同一時間開催されるため、いずれに出席するべきかとても迷っています。
(きん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com